

浜銀総研 News Release



平成 26 年 9 月 29 日

「浜銀総研政策提言」の創刊について

株式会社浜銀総合研究所(代表取締役社長 伊東眞幸、横浜市西区みなとみらい 3 丁目 1 番 1 号)は、国内の諸課題に対する政策提言活動として、「浜銀総研政策提言」を創刊いたしました。

当社は、「先見性と創造性と専門性を発揮し、地域の将来の発展に貢献する」ことを経営理念として、1988 年 7 月に設立されました。創業以来、地元横浜に根付いた先駆者精神を基本スタンスとして、現場主義に基づく地道な調査・研究、コンサルティング活動をおこなって参りましたが、お陰をもちまして昨年、創立 25 周年を迎えることが出来ました。

これもひとえに、関係各位の多大なご支援・ご協力の賜物と、心より厚く御礼申し上げます。

今、わが国経済は、東日本大震災からの復興という喫緊の課題はもとより、経済のグローバル化、急速な情報技術の発達、環境・資源エネルギー問題、少子高齢化・人口減少への対応など、構造的な課題が山積しております。わが国が発展を続けていくためには、これらの課題に意欲的に取り組み、様々な解決策を考え、実行に移していく必要があります。

こうした状況下、私たちは諸課題に対する政策提言活動を活発におこなうことが、地域のオピニオンリーダーであるシンクタンクの重要な使命と考え、ここに「浜銀総研政策提言」を創刊いたしました。

第 1 号では、「人口減少下における水道インフラ再構築に向けた政策のあり方」と題して、重要な社会基盤である水道インフラを将来に向かって維持していくための 5 つの提言をおこないました。国内の社会インフラ全般に共通する論点も多く、インフラ関連事業にかかわる皆さまや社会インフラの将来にご関心のある皆さまに、いくらかでも参考になるとすれば、これに勝る喜びはありません。

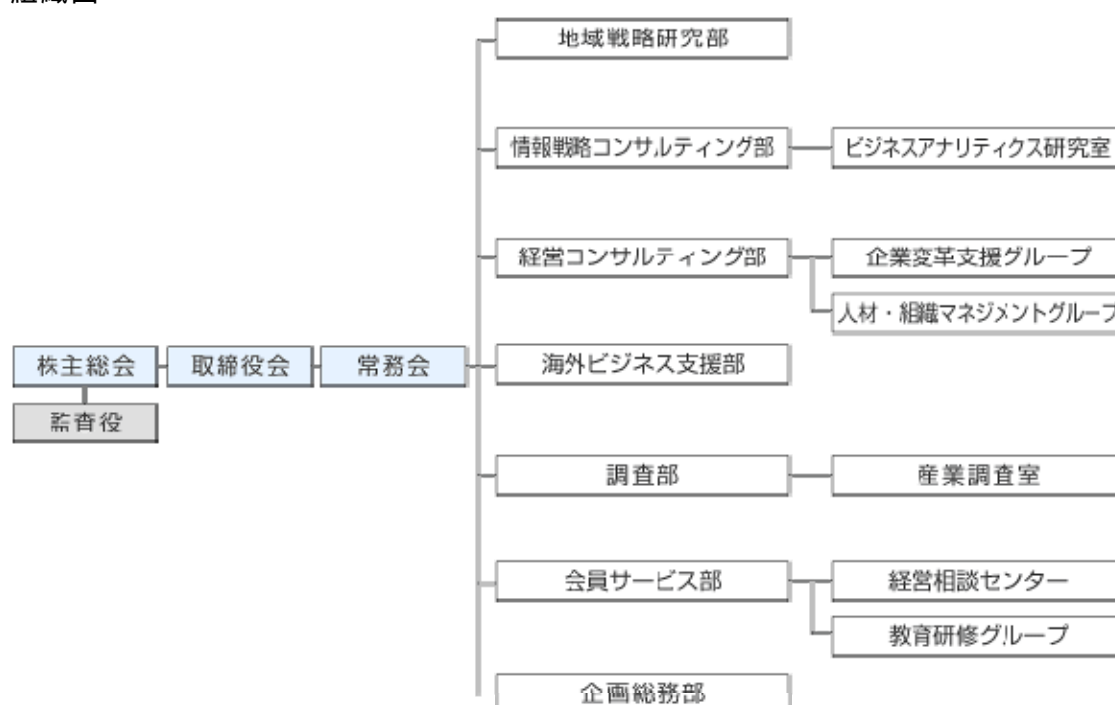
当社は今後も、本誌を通じて、国内の諸課題解決に向けた情報発信を積極的に続けてまいります。引き続きご支援のほど、お願い申し上げます。

以 上

(浜銀総合研究所の概要)

社名 株式会社 浜銀総合研究所 (Hamagin Research Institute, Ltd.)
 本社所在地 〒220 - 8616 横浜市西区みなとみらい 3-1-1 横浜銀行本店ビル 4F
 設立年月日 1988 年 7 月 21 日 横浜銀行グループのシンクタンクとして設立
 資本金 1 億円
 社員数 約 80 名
 経営理念 先見性と創造性と専門性を発揮し、幅広い情報の提供を通じて地域の将来の発展に貢献する

組織図



【本件についてのお問い合わせ先】

(政策提言の内容に関して)

株式会社 浜銀総合研究所

地域戦略研究部 佐藤

電話 045-225-2372

(本プレスリリースに関して)

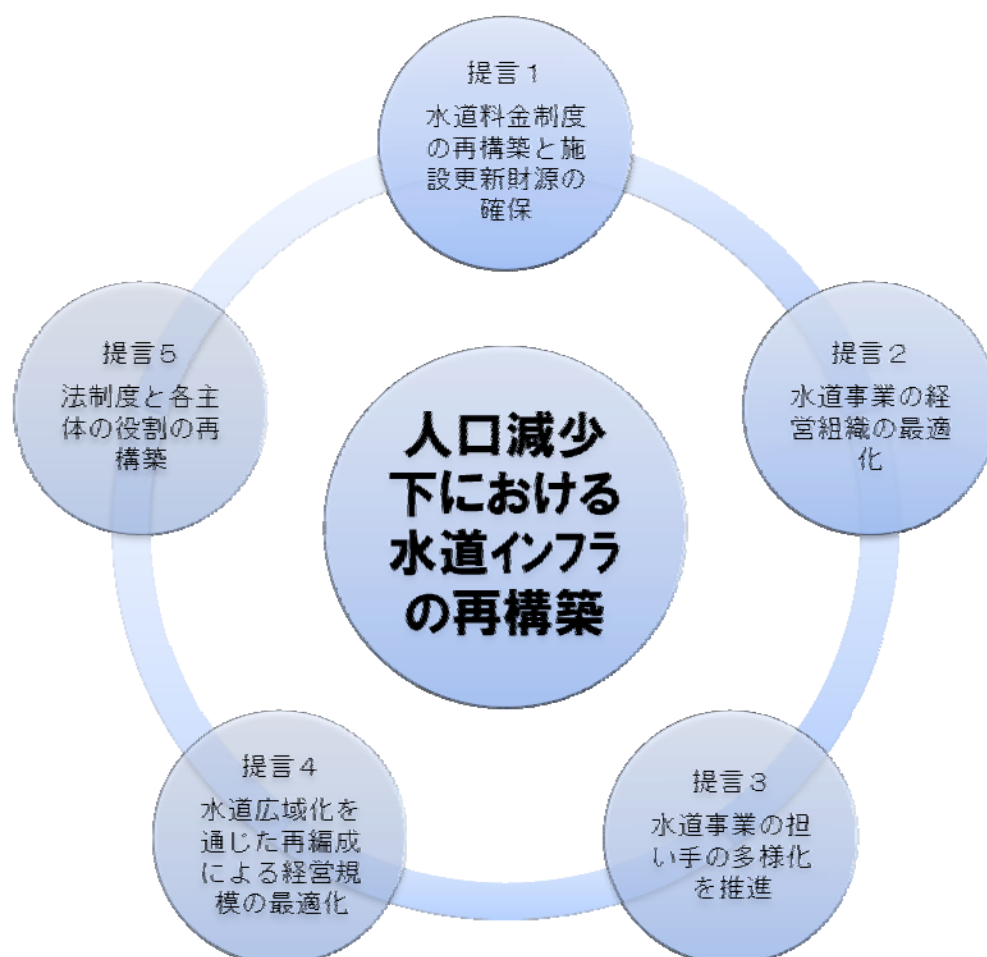
企画総務部 村松

電話 045-225-2374

人口減少下における水道インフラ再構築に向けた政策のあり方（要約）

今後、我が国の人口は急激な減少が見込まれている。社会基盤（インフラストラクチャー）の典型事業たる水道事業のように大規模な施設を保有する装置型産業が、今後も持続し得るためには、人口増を前提とした社会環境下で構築された事業構造そのものを抜本的に再構築することが不可欠である。

再構築に向けた具体的な提言は、以下の5つの柱から成る。



提言 1：水道料金制度の再構築と施設更新財源の確保を図ること

水道料金規制方式の適正化と料金制度改革

現在の水道料金は、総括原価主義が採用されているが、現実的には合理的に算定されているとは言い難い。水道料金は議会の議決という政治の場で決定される仕組みとなっているが、場当たりの政治的圧力を排し、水道事業の持続性確保のために必要な財源を確保できるようにすべく、水道料金算定の適正化を図るべきである。

また、将来の水道民営化を見据えた場合には、現行の料金制度改革を含めた合理的な料金決定方式が採用されるべきである。

アセットマネジメントを踏まえた水道料金設定の実現

59兆円に達すると見込まれる水道施設の総更新需要を目前にしながら、然るべき更新財源の確保は依然として進まないままである。東日本大震災を経験しながらも遅々として進まない更新財源の確保を前に進めるために、アセットマネジメントを導入し、然るべき料金水準を確保するための仕組みを整えることが必要である。

さらに、アセットマネジメントを踏まえた料金設定に基づいた事業計画、財政計画を策定するとともに、地方議会による予算統制と一体となって経営改革を進めるべきである。

水道料金体系の合理化による負担の公平化

多くの水道事業は、大口利用者の負担の下で小口利用者を優遇するという前近代的な水道料金体系をいまだに継続している。そのため水道料金の削減を目的として、大口利用者等が地下水利用専用水道への転換を進めることによって、水道料金の負担を免れる傾向が進んでいる。さらに、地下水利用の拡大は地盤沈下等の外部不経済をもたらすおそれがあるにも関わらず、十分な利用規制が行われていない。水道利用者のインセンティブとなるような料金体系の合理化を進めるとともに、「水循環基本法」の理念を踏まえた地下水利用規制の強化を推進する必要がある。

水道施設の更新財源の確保

水道事業は、独立経営を基本としながらも、その公共的性格から一定の公費負担が認められている。本格的な「維持管理の時代」を迎えるに当たり、その莫大な更新財源をすべて料金負担で賄うのは困難といわざるを得ない。水道普及率が既に97%を超えた今、施設の適切な維持・更新という責務に一定の公共性を認め、経営基盤の強化の観点から、維持管理の時代における財源負担の考え方を再構築することが必要である。その場合には、現行の企業債制度による資金調達手法の今後のあり方と民間金融機関等のインフラ・ファイナンスへの取組姿勢などを含めたファイナンス面からの検討も必要である。特に、水道事業のような社会基盤に関わる問題は、いわゆる「地域の問題」であり、そこでは地域とともに歩む地域金融機関の関与が重要となる。

提言 2：水道事業の経営組織を最適化すること

専任管理者による経営の独立性確保

多くの水道事業は首長が管理者を兼ねており、真の意味での行政と経営の分離が果たされていない。企業の経済性を発揮しつつ、公共の福祉を増進するという水道事業の経営原則を貫徹するために、代表権と業務執行権を有する専任の管理者の設置を必置とし、民間企業の経営手法と同様、権限と明確な経営責任の下で事業が営まれる組織とする。その場合、専任管理者の業務の執行が適当でないため経営状況の悪化を招いた場合には、首長・議会が経営責任追及を徹底することにより、管理者の任期 4 年にかかわらず罷免できるよう現行法を適正に運用することで、経営の独立性を確保することが可能となる。

議会による経営監視の適正化

地方公営企業たる水道事業は、議会の監視の下で経営されるべきものである。議会による民主的統制とは、水道料金の値下げを要求することではなく、持続可能性や負担の公平性等の様々な要素を勘案し、あるべき経営モデルの実現のために、地方公営企業の「予算＝決算＝料金」というマネジメントサイクル全体を監視することである。水道事業の健全経営が、短期的な利害や損得により損なわれることのないよう、議会による経営監視機能を適正化することが必要である。

多様な専門知識の積極的活用

水道事業の成熟に伴い、ゼネラリストたる行政職員のみでは、新しい課題や社会的要請に応えられなくなりつつある。人口減少社会というこれまでにない社会環境下では、深い専門知識と新しく柔軟な発想力がより重要になる。外部の専門知識を積極的に活用していく仕組みを整えるとともに、魅力ある職場づくりと人材育成を通じて、水道産業界全体の活性化に結び付けていくことが必要である。

提言３：水道事業の担い手の多様化を進めること

民間企業の参入領域の拡大と参入障壁の緩和

PFI法の制定等、官民連携の制度は整ったが、制度の議論ばかりが先行し、手続の煩雑さや、官と民との経験格差等の阻害要因は十分に解消されず、「誰が何をするのか」という実務レベルでの連携はいまだ不十分である。制度の運用面における阻害要因を取り除き、意欲ある民間企業が「担い手」として参入できるようにすることが必要である。

民間企業参入の前提条件の整備

社会基盤の再構築のためには官民連携の拡大が期待されており、これは水道分野においても同じである。しかしながら、民間企業が参入を狙う水道事業とは都市部等の経営基盤の充実した一部の地域であって、日本に多数存在する中小規模の水道事業は現時点では民間企業にとって、必ずしも魅力的な市場とは言えない。こうした地域は、今後の人口減少が著しいと想定され、市町村直営による水道サービスの維持が困難となると見込まれることから、これらの地域において官民連携を推進するためには、民間企業の参入意欲が湧く程度までの経営規模の拡大、つまり水道広域化の実現が前提となる。

民間事業者の経営評価・監視機能の強化

社会基盤としての水道の責務を果たしつつ、民が新たな担い手として活躍していく上では、水道事業の担い手である民間事業者の経営状況を評価・監視する制度が必要である。イギリスの水道民営化の事例に学びつつも、民が新しい担い手として十分に成長し得ていないという我が国の水道市場の実態を鑑み、当面は担い手の育成を志向した監視制度が創設されるべきである。その場合、公益事業たる水道事業の合理的な統制としては、「公益事業委員会」を創設し、料金統制を含めた全般的な評価・監視機能の徹底を図ることが案として考えられる。

提言 4：水道広域化により再編成を進め、経営規模を最適化すること

道州制等を見据えた水道事業者の集約・再編成

装置型産業としての水道事業の特性や人口減少を踏まえれば、広域化による水道事業規模の適正化は、持続性確保の有力な選択肢である。現在の水道事業が「市町村公営原則」に基づく経営の上に成り立ってきたという歴史的経緯に目を向けつつも、特に小規模事業体においては、将来を見据えた事業規模のあり方を検討することは避けられないであろう。道州制の議論や公益事業としての適正なネットワークのあり方の側面なども踏まえれば、全国の水道事業体は最終的には 10 程度にまで統合し、再編成することが考えられる。こうした大胆な再編成はかつてのイギリスの事例をみれば、あながち非現実的な案ではない。しかしながら、歴史的な経緯や水道法の規制の態様や地方自治制度との密接な関係等を鑑みれば、当面の現実的な広域化の経営規模は、都道府県を一つの単位として推進することが適当である。

経営規模にあわせた水道サービス供給手法の多様化

現在でも、山間部などでは水道未普及地域が存在しており、そうした地域では水道施設をネットワークで連結することなく、給水車による水の供給を行っている実例がある。今後の人口減少を鑑みれば、現行の水道法が予定している水道サービス供給手法、すなわち水道施設をネットワークとして構築して水を供給する方式を維持することが困難となる地域が増加することが想定される。したがって、今後は現行の水道法が予定していない水道サービス供給手法、たとえば給水車による水の供給や、水の宅配サービスなどの新たな水の供給手法も含め、安全・安心な水が入手できる状況を実現できるサービス供給手法を考える時期に差し掛かっている。

提言 5：法制度と各主体の役割を再構築すること

国による法制度の見直し

国の水道行政は経営監視・広域化促進を政策として掲げつつも、水道法の規定による「市町村公営原則」や市町村水道事業の監督権限の二重化等、政策と法制度の不整合がいまだ残されたままである。これら政策と制度との不整合の解消に加え、都道府県による経営監視・監督制度の創設等、政策の実現に向けた法体系の再構築を推進すべきである。

少なくとも、市町村を単位とする公営の水道事業を法律で規定しながらも、他方では官民連携による民間参入の拡大を標榜する現在の政策には限界があると考えられる。さらに水道広域化による経営規模の拡大を推進する上でも、市町村を単位とする経営原則は、市町村という行政区域を超えた枠組みの実現を意図するものであるから、現行の水道法の見直しが必要と考えられることから、法制度の見直しによって経営改革を進めることが合理的と考えられる。

都道府県の権限・体制の充実と連携強化

都道府県は、今後の水道行政の推進において重要な役割を果たしていくことが期待される一方、政策と制度の不整合に加え、実質的な事業経営ノウハウの不足という制約を抱えている。広域化や経営監視等、今後の水道行政において都道府県が担うべき役割を明確にした上で必要な権限と体制を整備し、水道事業ビジョンの策定等を通じて、実質的な経営の担い手たる市町村事業体との連携を強化していくべきである。

おわりに：日本型水道事業モデルを構築すること

これから我が国が直面するのは、高齢化と少子化という、先例のない社会環境である。

そうした来るべき社会環境における水道事業の経営モデルは、「日本独自の持続可能志向モデル」でなければならない。それは、公と民が強固な運営基盤の上で、多様な経営形態をとりつつ、水道事業そのものが常に社会基盤としての基本要件を充足しうるような姿である。

これまでの水道事業の歴史と、意欲ある民間事業者の知見とを融合させ、「日本独自の持続可能志向モデル」を構築し、将来世代にとって誇るべき資産として受け継がれてゆくことを心から期待したい。

以 上